

医政発 1228 第 6 号
令和 4 年 12 月 28 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
の一部改正について

今般、別添のとおり、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等について」（平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号厚生労働省医政局長通知）別紙 3 を改正することとしました。

改正内容は以下のとおりですので、貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、管下の医療機関や関係団体に周知をお願いいたします。

記

1 改正の内容

(1) 都道府県等から厚生労働省への照会方法の変更

都道府県等において、広告に該当するか判断できない情報物や違反しているかどうか判別できない広告について、都道府県等の職員から厚生労働省医政局総務課あてに照会を行う際、原則として F A X によるものとしていたことを改め、Eメール等を用いることとする。

(2) その他所要の事項の改正

2 施行期日

令和 4 年 12 月 28 日

以上